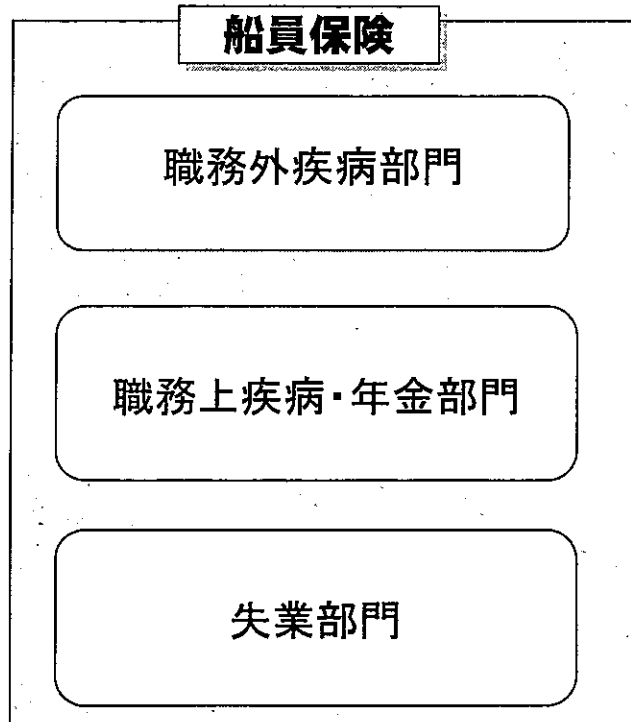
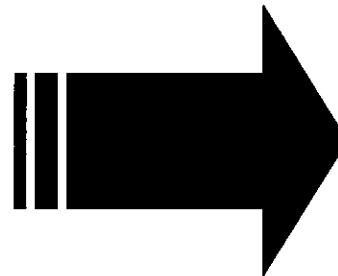


船員保険制度の見直しについて

〔現行制度〕



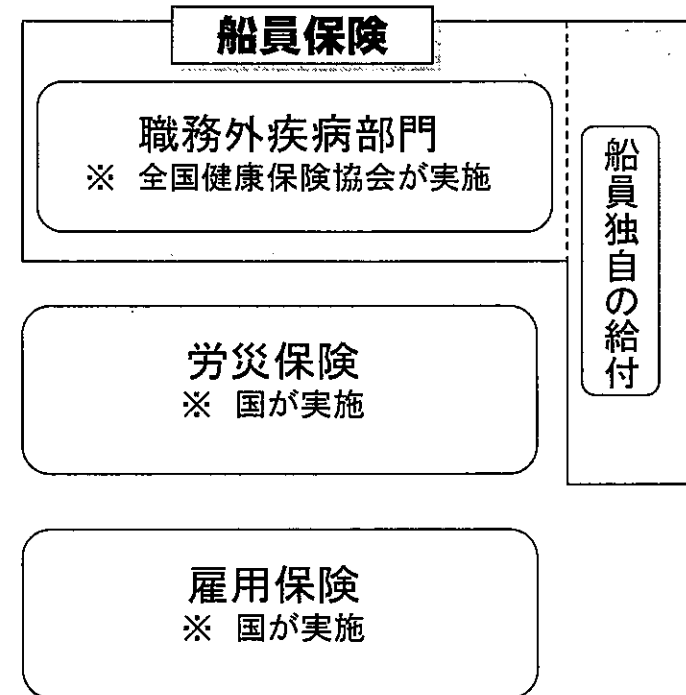
○労災保険・雇用保険と統合し、独自給付は職務外疾病部門と一体的に実施



○船員保険特別会計は廃止

〔見直し後〕

(平成22年4月予定)



※ あわせて、雇用保険法改正に伴う改正(失業等給付の見直し、国庫負担の見直し等)のほか、統合を前提に、失業部門の保険料率(被保険者負担分に限る)の引下げを平成19年4月より実施予定。

主な改正事項(全国健康保険協会関係)

- 船員保険法の改正については、雇用保険法等の一部を改正する法律案に盛り込み、今通常国会に提出することを予定。

① 船員保険事業の協会への移管

- 社会保険庁において実施している船員保険事業について、職務上疾病・年金部門及び失業部門をそれぞれ労働者災害補償保険及び雇用保険に統合するとともに、その他の部分を協会に移管し、健康保険とは独立した新たな船員保険として運営する。

② 費用負担の明確化

- 船員保険の運営コストについては、健康保険の事業主や被保険者の負担と明確に区分されるよう、健康保険の運営コストとの区分経理を行う。

③ 船員保険関係者の意見の適切な反映

- 協会における船員保険の運営に船員保険関係者の意見が反映されるよう、協会に、船舶所有者、船員保険被保険者、学識経験者からなる船員保険協議会を設ける。
- 船員保険の保険料率の設定等船員保険の運営上重要な事項を決定するに際しては、理事長は、運営委員会の議を経る前に船員保険協議会の意見を聴くこととし、その意見を尊重するものとする。
- 船員保険の業務が円滑に進められるよう、船員保険業務を担当する理事を1名、追加できるようにする。

④ 全国一律の保険料率

- 船員保険については、被保険者数等を踏まえ、全国一律の保険料率とする。